

## 地域防災力強化モデル工事実施要領

### 1. 目的

災害時において建設機械は迅速な対応に必要不可欠であり、県と大規模災害協定を締結している建設機械を保有する建設業者が、地域の守り手として防災力を強化し、維持されることが品確法の理念や地域防災への備えの観点においても重要である。

本要領は、災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有および運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とした「地域防災力強化モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

### 2. 概要

建設機械の保有及び運転者の雇用が確認できる場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

### 3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。

- (1) 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事のうち、土工事が主となる工事等、専門的な工種を含まない工事

### 4. 総合評価落札方式による評価方法

上記2. に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（地域防災力強化モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）により行うものとする。

評価項目「担い手確保」については、「建設機械の保有及び運転者の雇用状況」を評価する。ただし「大規模災害時の協定締結」で加点がない場合は0点とする。

加点対象となる建設機械はバックホウ0.11m<sup>3</sup>以上、ホイールローダ0.34m<sup>3</sup>以上とし、入札書提出日時時点で県内に配備している自社所有若しくは入札書提出日から1年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。

建設機械は稼働できる良好な状態かつ、法的手続きを済ませた機械であることとする。

運転者は対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で入札参加者と雇用関係を有するものとする。

運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械（同種の建設機械を含む）と重複して計上できないこととする。

添付書類として、規格、保有状況及び稼働状況を確認できる資料（償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書（市町村受付印のあるもの）の写し、車検証の写し（ホイールローダの場合）、カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し、定期（特定）自主検査記録表の写し、リース契約の写し（リース保有の場合）等）を提出すること。また、運転者については、運転免許証、資格証又は修了証等の写し及び雇用が確認できる資料（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を提出すること。

## 5. その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

この要領は、令和8年6月1日以降の入札公告を行う対象工事から適用する。

(参考)

「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>)

総合評価方式(地域防災力強化モデル工事) 落札者決定基準(案)

県土整備部(振興局建設部)名: \_\_\_\_\_ 課(建設部)

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	

各評価項目の選定理由 建設業者が災害発生時に迅速に活動できるよう、防災力の強化及び維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価項目に選定した。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ~ 0.0			
		③65点以上68点未満	0.0			
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ~ -1.0			
		⑤55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0		
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	/ 1.0		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5			
③なし		0.0				
小計				/ 3.0		
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	/ 1.0	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	/ 1.0		
		②なし	0.0			
地域貢献	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8	/ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。	
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外			0.1 0.0
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			/ 0.1
			小計			
		担い手確保	(1)建設機械の保有及び運転者の雇用状況			①建設機械の保有及び運転者の雇用が4台・人以上
②建設機械の保有及び運転者の雇用が3台・人	0.8					
③建設機械の保有及び運転者の雇用が2台・人	0.6					
④建設機械の保有及び運転者の雇用が1台・人	0.4					
⑤上記①②③④以外	0.0					
小計				/ 1.0		
合計				/ 7.0(7.1)		

標準点(基礎点)	100点
加算点	換算は行わない
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>5</sup>

※

- ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
- ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。
- ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。
- ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
  - 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
    - ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
    - ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
  - 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
    - ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
    - ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

## 技術提案作成要領

(地域防災力強化モデル工事)

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p>
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）及び（その3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
カ	建設機械の保有及び運転者の雇用状況（様式6）（その1）及び（その2）
キ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】 申告点数表（提案様式1）
	<p>様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p>
	<p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p>

## 別記参考様式－2

<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。</p>
--

<p><b>技術提案の内容に関する留意事項</b></p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>
--

配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること
エ	<p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</li> </ul>
オ	<p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul>

別記参考様式－2

カ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>
<p>【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績</p>	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式6に記載するものとする。</p>
イ	<p>共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
<p>県産品、リサイクル製品の積極利用</p>	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。 ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。 提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。 ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない） ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。 ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。 また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m3以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。 提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。 ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材 ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。 ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。 また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>

別記参考様式－2

④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定（以下「簡易評定」という）を行った県発注工事については、対象外とする。</p> <p>また、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式4にすべて記載すること。</p> <p>ただし、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>【電子入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。

別記参考様式－2

エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
建設機械の保有及び運転者の雇用状況	
ア	建設機械の保有及び運転者雇用について、入札書提出日時点で県内に配備している自社所有又は長期リースしている0.11m <sup>3</sup> 以上のバックホウ、0.34m <sup>3</sup> 以上のホイールローダを様式6（その1）に記載すること。また、様式6（その1）に記載した建設機械を運転できる有資格者を様式6（その2）に記載すること。
イ	建設機械について規格、保有状況及び稼働状況を確認できる資料（償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書（市町村受付印のあるもの）の写し、車検証の写し（ホイールローダの場合）、カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し、定期（特定）自主検査記録表の写し、リース契約の写し（リース保有の場合）等）を添付すること。また、運転者の資格等を確認する資料として、運転免許証、資格者証又は修了証等の写し及び雇用が確認できる資料（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「貸金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">受付窓口：〒〇〇〇－〇〇〇〇          〇〇市〇〇〇〇          〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p style="text-align: center;">受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

## 別記参考様式－2

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(様式1) (地域防災力強化モデル工事)

## 技術提案提出書

工事番号： ○○第○号  
工事名： ○○○○工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無 ）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（ 有 ・ 無 ）
- 3 主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）及び（その3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評価結果通知書の写し又はけんさんびん登録通知書等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評価結果通知書の写し、けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）
- 5 様式4
- 6 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 7 【地域防災力強化モデル工事に適用】  
様式6の（その1）及び（その2）並びに建設機械について規格、保有状況及び稼働状況を証明する書類及び運転者の資格、雇用状況を証明する書類

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地

商号

代表者氏名

総合評価方式(地域防災力強化モデル工事) 申告点数表(案)

【地域防災力強化モデル工事に適用】

工事名							
工事場所							
予定価格							
会社名							
許可番号							
配置予定技術者の氏名							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の成績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	~		
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0				
		③65点以上68点未満	0.0				
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0				
		⑤55点未満	-1.0				
		⑥55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。	~		
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	~		
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(4)継続教育(GPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	~		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
小 計							
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	~	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。		
		②上記以外	0.0				
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。	~		
		②なし	0.0				
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	※当該工事で購入予定又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入された建設資材等に限る。 ※②、③で重複した提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」の明記がない場合は、①にかかわらず、②及び③を評価するものとする。	~	
			上記以外	0.0			
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1			
		上記以外	0.0				
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1				
		上記以外	0.0				
県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	~			
	上記以外	0.1					
小 計							
担い手確保	(1)建設機械の保有及び運転者の雇用状況	①建設機械の保有及び運転者の雇用が4台・人以上	1.0	~	※大規模災害時の協定締結をしていない場合は0点とする。 ※対象となる建設機械はバックホウ0.11m <sup>3</sup> 以上、ホイールローダ0.34m <sup>3</sup> 以上とする。 ※対象となる建設機械は自社保有若しくは入札書提出日から1年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。 ※運転者は、対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で応募者と雇用関係を有するものとする。 ※運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械(同種の建設機械を含む)と兼務して計上できないこととする。		
		②建設機械の保有及び運転者の雇用が3台・人	0.8				
		③建設機械の保有及び運転者の雇用が2台・人	0.6				
		④建設機械の保有及び運転者の雇用が1台・人	0.4				
		⑤上記①②③④以外	0.0				
	小 計						
合 計							
※	<p>・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</p> <p>・当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p> <p>・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> <p>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul>						

## 建設機械の保有及び運転者の雇用状況

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

重機 「規格」	区分 番号	駆動形式 機械種別	車両 番号	メーカー 名	形式	有効期限の 満了日	規格（バケット容 量）	備考
バックホウ 「山積 0.11m3 以上」 又は ホイールローダ 「山積 0.34m3 以上」	1	バックホウ	〇〇〇〇	〇〇社	〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	〇〇m3	〇〇t
	2	ホイールローダ	〇〇〇〇	〇〇社	〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	〇〇m3	〇〇t
	3							
	4							

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 入札書提出日時点で県内に配備している自社所有の建設機械（バックホウ、ホイールローダ）について記入する。
- ※ 車両番号については、車検を受けている重機は車検番号、車検を受けていない重機は定期（特定）自主検査標章番号を記載すること。
- ※ 有効期限満了日については、車検を受けている重機は車検満了日、車検を受けていない重機は次回定期（特定）自主検査日前日を記載すること。
- ※ 備考欄にバックホウは機械重量、ホイールローダは最大荷重を記載すること。
- ※ リースの場合はリース期間を備考欄に記載すること。
- ※ ホイールローダの場合は大型・小型特殊自動車の別を記載すること。

※添付資料

- 償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書（市町村受付印のあるもの）の写し
- 車検証の写し（ホイールローダの場合）
- カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し
- 定期（特定）自主検査記録表の写し
- リース契約の写し（リース保有の場合）

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）を提出すること。

## 建設機械の保有及び運転者の雇用状況

工事名： \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_

区別 番号	氏名	生年月日	公道走行に必要な運転免許				操作するのに必要な資格				備考												
			普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許	大型 (小型)	車両系建設機械 ショベルローダー等運転		建設機械施 工技士													
			最も上位の免許の有無を記入				特殊免許	技能講習	特別教育														
			有	無	有	無	有	無	有	無		有	無	1級	2級	無							
1	〇〇 〇〇	〇〇〇〇年 〇月〇日	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	1級	2級	無						
2			有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	1級	2級	無				
3			有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	1級	2級	無		
4			有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	1級	2級	無

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 様式6（その1）の対応重機に係る運転者を「区分番号」毎に記入し、免許・資格等の欄は、それぞれの対応重機の運転に必要な資格の有無について、該当する方を○で囲むこと。
- ※ バックホウの運転者は、申請するバックホウを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第2種の取得者に限る）〕とし、備考欄に種別を記入すること。
- ※ ホイールローダの運転者は、申請するホイールローダを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、ショベルローダー等運転技能講習（特別教育）の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第1種の取得者に限る）〕とする。
- ※ さらに、ホイールローダについては、上記に加え、当該重機を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、小型特殊免許のみの取得者については、大型（小型）特殊免許欄を有とし、備考欄に「小型特殊」と記入すること。
- ※ 運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械（同種の建設機械を含む）と重複して計上できないこととする。
- ※ 運転者については、運転免許証、資格者証又は修了証等の写し及び雇用が確認できる資料（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類）及び「貸金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を提出すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）を提出すること。